

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

○文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成元年十二月十三日

規則第四十二号

改正 平成二年十一月一四日規則第三八号

平成三年一〇月二九日規則第三六号

平成四年十一月四日規則第七一号

平成五年十一月二九日規則第四〇号

平成六年三月三〇日規則第三号

平成六年十一月一日規則第五四号

平成七年一二月二七日規則第五八号

平成八年十一月二一日規則第五〇号

平成九年三月三一日規則第二〇号

平成九年一二月二五日規則第五九号

平成一〇年七月三一日規則第五一号

平成一〇年一二月二五日規則第五九号

平成一一年一二月二一日規則第六八号

平成一二年一二月二六日規則第九七号

平成一三年一二月二八日規則第八二号

平成一四年一〇月一日規則第六九号

平成一五年三月六日規則第七号

平成一五年一二月一九日規則第七五号

平成一七年三月三一日規則第四二号

平成一八年九月二九日規則第九七号

平成二〇年三月一日規則第七号

平成二〇年九月三〇日規則第六六号

平成二〇年一二月二六日規則第七七号

平成二三年八月八日規則第三三号

平成二四年七月三一日規則第七三号

平成二六年九月三〇日規則第五二号

平成二七年三月三日規則第二号

平成二七年一二月二八日規則第九六号

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成二八年三月三十一日規則第三九号
平成二八年一二月二八日規則第九八号
平成二九年三月三十一日規則第二五号
平成二九年一二月二〇日規則第四七号
平成三〇年七月一九日規則第四九号
平成三〇年一二月二八日規則第六五号
令和元年七月三十一日規則第七号
令和三年三月三十一日規則第二三号
令和三年九月七日規則第五八号
令和四年三月三〇日規則第三五号
令和四年一二月二日規則第七九号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年十二月文京区条例第二十六号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第二条 この規則にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(条例第二条第一項の規則で定める程度の障害の状態)

第三条 条例第二条第一項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第一のとおりとする。

(条例第二条第二項の規則で定める児童の状態)

第四条 条例第二条第二項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- 二 父又は母の配偶者（次条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき。

(条例第二条第二項第三号の規則で定める程度の障害の状態)

第五条 条例第二条第二項第三号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第二の

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

とおりとする。

(条例第二条第二項第五号の規則で定める児童)

第六条 条例第二条第二項第五号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- 一 父又は母が引き続き一年以上遺棄している児童
- 二 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- 三 父又は母が法令により引き続いて一年以上拘禁されている児童
- 四 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 五 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(条例第三条第一項の規則で定める法令)

第七条 条例第三条第一項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
- 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- 三 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
- 四 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)
- 五 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)

(条例第三条第一項の規則で定める対象者)

第八条 条例第三条第一項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であって、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

(条例第三条第二項第二号の規則で定める施設)

第九条 条例第三条第二項第二号に規定する規則で定める施設は、条例第六条に規定する対象者及び対象者に係る国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除く。この場合において当該施設に、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他の法令による措置によ

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

らずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第三条第二項第二号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

（条例第四条第一項の規則で定める額）

第十条 条例第四条第一項第一号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び扶養親族等でない児童の数に応じて、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第三の下欄に定めるとおりとし、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第四の下欄に定めるとおりとする。

- 一 条例第二条第二項第二号又は第四号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- 二 第六条第三号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- 三 父母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
- 四 第六条第四号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- 五 第六条第五号に該当する児童

2 条例第四条第一項第一号ただし書によりひとり親等（父又は母に限る。以下この項において同じ。）が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とする。

3 条例第四条第一項第二号に規定する規則で定める額は、同号に定める扶養親族等の数に応じて、別表第五の下欄に定めるとおりとする。

（条例第四条第一項の所得の範囲）

第十一条 条例第四条第一項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第一条第二項の規定によって課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第一項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及び条例第四条第一項第一号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第一項において同じ。)に係る所得とする。

(条例第四条第一項の所得の額の計算方法)

第十二条 条例第四条第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第四十六号)第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第四条第一項第一号に規定するひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の母又は父か

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

ら当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から八万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者（母を除く。）については、二十七万円

四 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号の二に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、三十五万円

五 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第九号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

六 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

（条例第四条第二項の規則で定める特例）

第十三条 条例第四条第二項に規定する災害により損害を受けた者は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）とし、被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の十二月三十一日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第四条第一項の規定を適用しないものとする。

（条例第五条の医療証の交付申請）

第十四条 条例第五条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書（別記様式第一号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

- 一 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類
 - 二 ひとり親家庭等認定調書（別記様式第二号）
 - 三 戸籍の謄本又は抄本
 - 四 世帯の全員の住民票の写し
 - 五 ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
 - 六 ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第二十一条第二項において同じ。）の課税の状況を証する書類
 - 七 養育費等に関する申告書
 - 八 ひとり親等（養育者を除く。）が所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）を有するときは、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類
 - 九 ひとり親等（父又は母を除く。）又は扶養義務者等が第十二条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第二号から第五号まで及び第七号から第九号までの書類の添付を省略することができる。
- 3 区長は、条例第五条の規定により申請があった場合において、対象者と決定したときは、医療証（別記様式第三号）を交付し、そのうち当該対象者が第十五条に規定する者に該当する場合は、医療証（別記様式第三号の二）を交付し、又は対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請却下通知書（別記様式第四号）により通知する。

（条例第六条の規則で定める額）

第十四条の二 条例第六条第一項に規定する規則で定める額は、同条に規定する法第六十七条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」とい

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

う。)第十四条及び第十四条の二の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、当該高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 令第十四条第一項又は第二項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 令第十五条第一項各号又は第二項各号に定める者の区分にかかわらず、五万七千六百円(療養のあった月以前の十二月以内に既に負担した額が五万七千六百円である月数が三月以上ある場合にあっては、四万四千四百円)
- 二 令第十四条第三項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 令第十五条第三項各号に定める者の区分にかかわらず、一万八千円
- 三 毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間における令第十四条の二第一項に規定する年間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 十四万四千円

(条例第六条第二項の規則で定める者)

第十五条 条例第六条第二項に規定する規則に定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この条において同じ。)が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)とする。

(一部負担金の減額又は免除)

第十六条 区長は、法第六十九条第一項の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第三十三条に該当する者については、条例第六条第一項に規定する一部負担金等相当額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。)について減額し、又は免除することができる。この場合において、当該減額又は免除を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減額・免除申請書(別記様式第十号)に同条に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が前項に規定する要件に該当すると認めたときは、対象者に対してひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減額・免除証明書(別記様式第十一号。以下「証明書」という。)を交付し、又は前項に規定する要件に該当しないと認めたときは、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

額・免除不承認通知書（別記様式第十二号）により通知するものとする。

- 3 前項の規定により証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、証明書を提示しなければならない。

（医療証の有効期限）

第十七条 医療証の有効期限は、毎年十二月三十一日までとし、一月一日に更新する。ただし、区長が必要があると認めたときは、この限りでない。

（医療証の返還）

第十八条 医療証の交付を受けた対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。

（医療証の再交付）

第十九条 医療証の交付を受けた対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証再交付申請書（別記様式第五号）により区長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。
- 3 医療証の再交付を受けた対象者は、医療証の再交付を受けた後に失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を区長に返還しなければならない。

（条例第七条の助成の方法の特例）

第二十条 条例第七条第二項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 国民健康保険法又は社会保険各法により、医療証の交付を受けた対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- 二 法第八十四条第一項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第十四条の二に定める額を控除した額を支給するとき。
- 三 前二号に定める場合のほか、区長が特別に必要なと認めたとき。

- 2 条例第七条第二項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療助成費支給申請書（別記様式第六号）により区長に申請しなければならない。
- 3 前項の申請には、第一項第一号によるときは療養費又は家族療養費の支給を証する書類を、同項第二号によるときは同号に該当することを確認できる書類を添付しなければならない。ただし、文京区が国民健康保険法による保険者として医療証の交付を受けた対象者

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(条例第八条の規則で定める届出)

第二十一条 条例第八条第一項の規則で定める届出は、申請事項変更(消滅)届(別記様式第七号)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第八条第二項の規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費助成制度現況届(別記様式第八号。以下「現況届」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、第一号、第二号、第四号及び第五号の書類の添付を省略することができる。

一 ひとり親家庭等認定調書

二 ひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類

三 ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の地方税法の規定による市町村民税の課税の状況を証する書類

四 養育費等に関する申告書

五 第十四条第八号又は第九号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

3 条例第八条第三項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届(別記様式第十三号)により行わなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第二十二条 区長は、医療証の交付を受けた対象者が条例第三条及び第四条の規定に規定する対象者の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成制度受給資格消滅通知書(別記様式第九号)により当該対象者であった者に通知するものとする。ただし、その者が死亡した場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第二十三条 条例第九条の二第一項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について(別記様式第十四号)を区長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第九条の二第二項の規定による通知は、債権譲渡通知書(別記様式第十五号)により行うものとする。

(添付書類の省略)

第二十四条 区長は、この規則による申請書又は申請事項変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(委任)

第二十五条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。ただし、条例付則第二項の規定によってなされる手続に関しては、平成二年一月四日から施行する。

付 則 (平成二年十一月一四日規則第三八号)

- 1 この規則は、平成三年一月一日から施行する。
- 2 平成二年十二月以前の所得の制限及び所得額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則 (平成三年一〇月二九日規則第三六号)

- 1 この規則は、平成四年一月一日から施行する。
- 2 平成三年十二月以前の所得の制限については、なお従前の例による。

付 則 (平成四年十一月四日規則第七一号)

- 1 この規則は、平成五年一月一日から施行する。
- 2 平成四年十二月以前の所得の制限については、なお従前の例による。

付 則 (平成五年十一月二九日規則第四〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成五年十二月以前の所得の制限及び所得額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則 (平成六年三月三〇日規則第三号)

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 平成六年十二月以前の所得額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則 (平成六年十一月一日規則第五四号)

- 1 この規則は、平成七年一月一日から施行する。
- 2 平成六年十二月以前の所得の制限及び所得額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則 (平成七年一二月二七日規則第五八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成八年一月一日から施行する。

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(経過措置)

- 2 平成七年十二月以前の所得の制限及び所得額の計算方法については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成八年十一月二一日規則第五〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成八年十二月以前の所得の制限及び所得額の計算方法については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別記様式第一号及び別記様式第二号の七による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成九年三月三一日規則第二〇号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

付 則 (平成九年一二月二五日規則第五九号)

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

付 則 (平成一〇年七月三一日規則第五一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十年八月一日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成一〇年一二月二五日規則第五九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、第九条第二号の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過規定)

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一一年一二月二一日規則第六八号）

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

付 則（平成一二年一二月二六日規則第九七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十三年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一三年一二月二八日規則第八二号）

この規則は、平成十四年一月一日から施行する。

付 則（平成一四年一〇月一日規則第六九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条、第十二条第一項、同条第二項第二号、同項第四号、第十四条第一項第七号、同条第二項、第二十一条第二項、別表第三、別記様式第三号及び第三号の二の改正規定は、平成十五年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成十四年十二月三十一日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一五年三月六日規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
（経過措置）

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一五年一二月一九日規則第七五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十五年十二月三十一日以前の助成に係る所得の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成一七年三月三十一日規則第四二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一八年九月二九日規則第九七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十二条の規定は、平成十九年一月一日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成二〇年三月一日規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

なお使用することができる。

付 則（平成二〇年九月三〇日規則第六六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二〇年一二月二六日規則第七七号）

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

付 則（平成二三年八月八日規則第三三三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第一項、第二項及び第三項の改正規定、第十九条第一項の改正規定、別記様式第五号の改正規定、別記様式第十号の改正規定、別記様式第十一号の改正規定及び別記様式第十二号の改正規定は、平成二十三年十二月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二四年七月三十一日規則第七三三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、別表第三、別記様式第三号及び別記様式第三号の二の改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別表第三の規定は、平成二十五年一月一日以後における療育に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療育に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

付 則（平成二六年九月三〇日規則第五二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成二十七年十二月三十一日以前の療養に係るこの規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第十一条及び第十二条第一項の規定の適用については、新規則第十一条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、新規則第十二条第一項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの療養に係る新規則第十一条及び第十二条第一項の規定の適用については、新規則第十一条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、新規則第十二条第一項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

付 則（平成二七年三月三日規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

付 則（平成二七年一二月二八日規則第九六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二八年三月三十一日規則第三九号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二八年一二月二八日規則第九八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十二条第一項の規定は、平成三十一年一月一日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成三十年十二月三十一日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成二九年三月三十一日規則第二五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二九年一二月二〇日規則第四七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第三号による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

に関する条例施行規則別記様式第三号による医療証とみなす。

- 3 この規則の施行の際、旧規則別記様式第一号、別記様式第七号及び別記様式第八号に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成三〇年七月一九日規則第四九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十四条の二の規定は、平成三十年八月一日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成三〇年一二月二八日規則第六五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十二条の規定は、平成三十一年一月一日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十三条及び別表第三の規定は、平成三十二年一月一日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和元年七月三十一日規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十四条の二第二号の規定は、令和元年八月一日以後における療養に係る医療費の助成に

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

ついて適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和三年三月三十一日規則第二三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和三年九月七日規則第五八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十二条の規定は、令和四年一月一日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第三号及び別記様式第三号の二による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、新規則別記様式第三号及び別記様式第三号の二による医療証とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記様式第三号、別記様式第三号の二及び別記様式第五号に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和四年三月三〇日規則第三五号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

付 則（令和四年一二月二日規則第七九号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

- 一 次に掲げる視覚障害

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

- ア 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの
- イ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
- エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
- 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 四 そしゃくの機能を欠くもの
- 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 九 一上肢の全ての指を欠くもの
- 十 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 十一 両下肢の全ての指を欠くもの
- 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 十六 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、原則として万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第二 (第五条関係)

- 一 次に掲げる視覚障害
 - ア 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
 - イ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

- ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
 - エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
 - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 四 両上肢の全ての指を欠くもの
 - 五 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 七 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 八 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して一年六月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、原則として万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第三 (第十条関係)

扶養親族等及び扶養親族等でない児童の 数	金額
〇人	一、九二〇、〇〇〇円
一人以上	一、九二〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

	一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額)
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第四（第十条関係）

扶養親族等及び扶養親族等でない児童の数	金額
〇人	二、三六〇、〇〇〇円
一人	二、七四〇、〇〇〇円
二人以上	二、七四〇、〇〇〇円に、扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）六〇、〇〇〇円を加算した額)

別表第五（第十条関係）

扶養親族等の数	金額
〇人	二、三六〇、〇〇〇円
一人	二、七四〇、〇〇〇円
二人以上	二、七四〇、〇〇〇円に、扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）六〇、〇〇〇円を加算した額)

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第2号の1（第14条関係）

ひとり親家庭等認定調書

（申請書のひとり親家庭等となった理由欄の1に該当する場合）

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあったときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

文京区長 殿

住所 文京区 丁目 番号
氏名

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第2号の2（第14条関係）

ひとり親家庭等認定調書

（申請書のひとり親家庭等となった理由欄の2に該当する場合）

死亡した児童の 父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

文京区長 殿

住所 文京区 丁目 番号
氏名 方

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第2号の3（第14条関係）

ひとり親家庭等認定調書

（申請書のひとり親家庭等となった理由欄の3に該当する場合及び申請者の児童が障害者である場合）

障害者の氏名	㊦医療受給の有無	障 害 名	等 級	手帳等の番号	発行者名
	有 無		種 度 級		
	有 無		種 度 級		
	有 無		種 度 級		
その他参考事項					

（障害の確認を診断書による場合）

障害者の氏名	
就 労 状 況	1 就労している。 2 就労していない。 （理由） 3 現在休職中 （休職期間）
日常生活状況	1 介護状況（常時監護が必要・その他） 2 身辺処理状況（手助けが必要・その他）
通院等の状況	通院回数 月平均 回 過去1年間の入院歴 回 延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

文京区長 殿

住 所 文京区 丁目 番 号
方

氏 名

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第2号の4（第14条関係）

ひとり親家庭等認定調書

（申請書のひとり親家庭等となった理由欄の4に該当する場合）

生死が明らかでない児童の 父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

文京区長 殿

住 所 文京区 丁目 番 号
氏 名 方

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第2号の5（第14条関係）

ひとり親家庭等認定調書

（申請書のひとり親家庭等となった理由欄の5に該当する場合）

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1 実父（母） 2 養父（母）
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母行方の状況	1 不明 2 判明 住所 電話
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有 (1) 時々有り（月 回くらい） (2) 年 月まで有り。その後無し
仕 送 り	1 無 2 有 (1) 定期的に有り（月 万円） (2) 時々有り（1回 万円） (3) 年 月まで有り。その後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有（ 年 月警察署届出）
離婚の意志	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい。
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の金融業者からの借金	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有（抹消予定 年 月 日）
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

文京区長 殿

住 所 文京区 丁目 番 号
方

氏 名

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第2号の6（第14条関係）

ひとり親家庭等認定調書

（申請書のひとり親家庭等となった理由欄の6に該当する場合）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令を受けた父又は母の氏名	
保護命令決定日	年 月 日
添付書類	別添 保護命令決定書の写し
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

文京区長 殿

住 所 文京区 丁目 番 号
方

氏 名

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第2号の7（第14条関係）

ひとり親家庭等認定調書

（申請書のひとり親家庭等となった理由欄の7に該当する場合）

拘禁されている児童 の父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別 添 拘 禁 証 明 書
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

文京区長 殿

住 所 文京区 丁目 番 号
氏 名 方

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第2号の8（第14条関係）

ひとり親家庭等認定調書

（申請書のひとり親家庭等となった理由欄の8に該当する場合）

父の状況	1 不明 (理由) 2 判明 氏名 住所 妻の有無 1有 2無
子供の安否を気づかう 電話、手紙等	1 有 (1) 時々有り (月 回ぐらい) (2) 年 月まで有り。その後無し 2 無
子供の安否を気づかう 訪問	1 有 (1) 時々有り (月 回ぐらい) (2) 年 月まで有り。その後無し 2 無
仕送りの状況	1 有 (1) 定期的に有り (月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有り。その後無し 2 無
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

文京区長 殿

住 所 文京区 丁目 番 号
方

氏 名

記入上の留意：記入することが困難な事項については、記入する必要はありませんが、
できる限り記入してください。

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第2号の9（第14条関係）

ひとり親家庭等認定調書

（申請書のひとり親家庭等となった理由欄の9又は10に該当する場合）

児童の父の状況	1 死亡（ 年 月 日死亡） 2 その他
児童の母の状況	1 死亡（ 年 月 日死亡） 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

文京区長 殿

住 所 文京区 丁目 番 号
方

氏 名

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第3号（第14条関係）

（表）

㊦ 医療証 ㊧ ㊨		受給者番号・氏名		備考		受給者番号・氏名		備考	
住所	〒 東京都文京区	負担者番号			負担者番号		
氏名		受給者番号			受給者番号		
有効期間年 月 日から年 月 日まで	負担者番号			負担者番号		
次の受給者は、文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を文京区が助成するものであることを証明する。 文京区長 印		受給者番号			受給者番号		
交付年月日年 月 日	負担者番号			負担者番号		
		受給者番号			受給者番号		

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(裏)

御 注 意	(決定に対する審査請求について)
<p>1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証を一緒に取扱い病院等の窓口へ提出し、文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による一部負担金相当額をお支払いください。ただし、病院等の窓口において電子的確認を受けたときは、この証のみ提出してください。</p> <p>2 入院の場合は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。</p> <p>3 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。</p> <p>4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。</p> <p>5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、問合せ先に医療費の支給を申請してください。</p> <p>6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を問合せ先にお返しください。</p> <p>7 氏名、住所、加入医療保険等に変更があったときは、問合せ先にこの証を添えて届け出てください。</p> <p>8 この証を破き、汚し、又は失ったときは、問合せ先で再交付を受けてください。</p> <p>9 偽りその他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。</p> <p>問合せ先</p>	<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p> <p>3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第3号の2（第14条関係）

（表）

④ 医療証 ⑤		受給者番号・氏名		備考		受給者番号・氏名		備考	
住所	〒 東京都文京区	負担者番号				負担者番号			
氏名		受給者番号				受給者番号			
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	負担者番号				負担者番号			
次の受給者は、文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を文京区が助成するものであることを証明する。 文京区長 印		受給者番号				受給者番号			
交付年月日	年 月 日	負担者番号				負担者番号			
		受給者番号				受給者番号			

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(裏)

御 注 意	
<p>1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に取扱い病院等の窓口へ提出してください。ただし、病院等の窓口において電子的確認を受けたときは、この証のみ提出してください。</p> <p>2 入院の場合は食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。</p> <p>3 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。</p> <p>4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。</p> <p>5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、問合せ先に医療費の支給を申請してください。</p> <p>6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を問合せ先にお返しください。</p> <p>7 氏名、住所、加入医療保険等に変更があったときは、問合せ先にこの証を添えて届け出てください。</p> <p>8 この証を破き、汚し、又は失ったときは、問合せ先で再交付を受けてください。</p> <p>9 偽りその他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。</p>	
問合せ先	

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第4号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

文京区長



ひとり親家庭等医療費助成制度
医療証交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由で文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に定める対象者となりませんので、通知します。

整理番号			
却下事由	所得制限を 超えた額	扶 養 人 数	人(うち老人 人)
			(うち特定扶養 人)
		所 得 判 定 年 の 所 得	円
		所 得 限 度 額	円
備考			

(決定に対する審査請求について)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として(訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第5号（第19条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度
医療証再交付申請書

年 月 日

文京区長 殿

住 所 丁目 番 号

氏 名

生年月日 年 月 日

次の理由により、文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づく医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他

(具体的に書いてください。)

[]

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第6号（第20条関係）

ひとり親家庭等医療助成費支給申請書										支給額計		円					
負担者番号		8	8	1	3					乳幼児等							
受給者番号						氏名				生年月日		年 月 日					
加入 保険	種別	1 国保 4 協会	2 国保組合 5 共済	3 健保組合 6 その他	被保険者等 氏名				記号番号								
	保険者名					氏名		記号番号		保険者番号							
受診期間		入院		病院等の名称		医療費の内訳				申請種類							
1	年 月 日	入院 ・ 外来			申請額		円		1 一般科								
	総保険点数				点		2 歯科										
2	年 月 日	入院 ・ 外来			申請額		円		1 一般科								
	総保険点数				点		2 歯科										
3	年 月 日	入院 ・ 外来			申請額		円		1 一般科								
	総保険点数				点		2 歯科										
4	年 月 日	入院 ・ 外来			申請額		円		1 一般科								
	総保険点数				点		2 歯科										
申請の理由		1 医療証交付前の受診		2 都外医療機関で受診		3 療養費の支給を受けた		4 都外国保（組合）に加入している		5 都内非取扱医療機関で受診（区内/区外）		6 医療証を持参しなかった		7 未熟児養育医療負担分		8 その他（ ）	
振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合				支店		支店番号		種別		1 普通		2 当座				
	口座番号				支店		支店番号		種別		種別		種別				
上記のとおり、ひとり親家庭等医療助成費の支給を申請します。																	
文京区長殿										年 月 日							
										(住所)							
										(電話番号)							
										(氏名)		⑩					

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第7号(第21条関係)

㊦ 申請事項変更(消滅)届

負担者番号									
受給者番号					受給者氏名			生年月日	
								年 月 日	
								年 月 日	
								年 月 日	
1 医療証交付申請書の記載事項を以下のとおり変更しましたので、届け出ます。 変更年月日 年 月 日									
1 氏名	新) (のため変更) 旧)								
2 住所	〒 文京区 新) 電話番号								
	旧)								
3 同居親族等	氏名 (のため変更) 個人番号(扶養義務者等のみ)								
4 加入保険	別紙のとおり(新保険証の表面の写しを資格者全員分添付)								
5 新勤務先	名称 電話番号								
6 所得更正	別紙のとおり(申告書の写し等を添付)								
7 個人番号	新) 				旧) 				
8 その他	新) 				旧) 				
2 文京区ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による助成を受ける資格が消滅しましたので、届け出ます。 消滅年月日 年 月 日									
消滅理由	1 文京区外に転出 (転出先住所)								
	2 生活保護受給 3 死亡 4 ひとり親家庭等なくなった (具体的理由)								
	5 その他 ()								
この届出に関し、私の所得及び課税の状況について、公簿等により調査することに同意します。 年 月 日 文京区長 殿 住所 _____ 連絡先電話番号 _____ 氏名 _____									

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第9号(第22条関係)

第 号
年 月 日

様

文京区長

印

ひとり親家庭等医療費助成制度 受給資格消滅通知書

次のとおり文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の受給資格が消滅しましたので、通知します。

消滅年月日	年 月 日	認定番号		
消滅事由	所得制限を 超えた額	扶 養 人 数	人(うち老人 人)	
			(うち特定扶養 人)	
		所 得 判 定 年 の 所 得	円	
		所 得 限 度 額	円	
備 考				

(決定に対する審査請求について)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として(訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第10号（第16条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減額・免除申請書

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
受 給 者	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日					
	住 所						
傷 病 名							
発 病 又 は 負 傷 年 月 日							
申 請 の 理 由							

上記のとおり、文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条の規定により一部負担金の減額・免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

文京区長 殿

住所 文京区 丁目 番 号
方

氏名

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第11号（第16条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度 一部負担金減額・免除証明書

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
受 給 者	氏 名						
	生 年 月 日	年	月	日	年	月	日
	住 所						
減 額、免 除 の 別		減額（ 円）・免除					
有 効 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで					

上記のとおり、文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条の規定により、一部負担金を減額・免除し、減額・免除額に相当する額を助成することを証明します。

年 月 日

文京区長 印

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第12号(第16条関係)

第 号
年 月 日

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減額・免除不承認通知書

様

文京区長

印

年 月 日付けで申請のありました文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条の規定による一部負担金の減額・免除について、次の理由で助成しないことに決定しましたので、通知します。

理由

(決定に対する審査請求について)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として(訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第 13 号(第 21 条関係)

㊦ 第三者行為による傷病届

対象者 (被害者)	負担者番号				被保険者氏名			
	受給者番号				被保険者記号番号			
	保険者名				保険者番号			
第三者 行為 (事故) の状況	発生日時				発生場所			
	原因及び被害の状況							
第三者 (加害者)	住 所							
	氏 名				電話番号		()	
	交通事故の場合	自賠責保険	保 険 会社名		電話番号		()	
			所在地					
	任意保険	保 険 会社名		電話番号		()		
		所在地						

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

文京区長 殿

住 所
電話番号 ()
氏 名

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第 14 号(第 23 条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

文京区長 殿

住 所

電話番号 ()

氏 名 (年 月 日生)

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条の2第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について文京区から助成を受けた額の限度において、私が加害者_____に対して有する下記損害賠償請求権を文京区に譲渡します。

記

		債権額	金 円				
譲渡 する 債権	事 故 発生日時		事 故 発生場所				
	原 因 及 び 被害の状況						
債務者 (加害者)	住 所						
	氏 名				電話番号	()	
	交 通 事 故 の 場 合	自 賠 責 保 険	保 険 会社名			電話番号	()
			所在地				
		任 意 保 険	保 険 会社名			電話番号	()
			所在地				

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第15号(第23条関係)

債権譲渡通知書	
	年 月 日
様	
	譲渡人 住所 氏名
私が貴方に対して有する下記の債権を譲渡しましたので、通知します。	
記	
1 債権額	金 円
2 債権発生の原因である事実	
3 譲渡日	年 月 日
4 譲受人	文京区
(住所)東京都文京区春日一丁目16番21号	

備考1 必ず郵便法(昭和22年法律第165号)第48条第1項の規定による内容の証明を受けてください。

2 1行26字以内、1枚20行以内で作成してください。

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第1号、第8号（第14条、第21条関係）

別記様式第2号の1（第14条関係）

別記様式第2号の2（第14条関係）

別記様式第2号の3（第14条関係）

別記様式第2号の4（第14条関係）

別記様式第2号の5（第14条関係）

別記様式第2号の6（第14条関係）

別記様式第2号の7（第14条関係）

別記様式第2号の8（第14条関係）

別記様式第2号の9（第14条関係）

別記様式第3号（第14条関係）

別記様式第3号の2（第14条関係）

別記様式第4号（第14条関係）

別記様式第5号（第19条関係）

別記様式第6号（第20条関係）

別記様式第7号（第21条関係）

別記様式第9号（第22条関係）

別記様式第10号（第16条関係）

別記様式第11号（第16条関係）

別記様式第12号（第16条関係）

別記様式第13号（第21条関係）

別記様式第14号（第23条関係）

別記様式第15号（第23条関係）